

6 . 学 友 会 活 動

6. 学友会活動

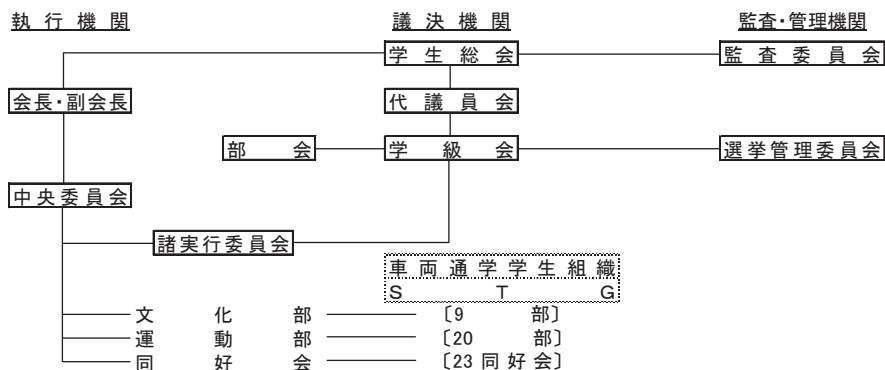
6-1 学友会の活動

本校では、勉学はもとより学生生活を通じて、自立・自考の精神を養うために、課外活動にも力を入れています。そのための学生組織として、**学友会**があります。現在、文化部（9 部）、運動部（20 部）そして同好会（23 同好会）が結成され、活発に活動しています。

学友会活動の拠点として、**学友会館**があります。学友会館には、奏室や学友会室の他に、80名収容できる合宿研修施設があり、運動部等の強化合宿、文化部の合宿その他研修などに利用され、学友会活動におおいに役立っています。

また、本校には、**車両通学生組織**（略称 STG）があり、学生が車両で通学する場合の安全運転教育を行い、通学時の交通事故防止と運転の正しいマナーの指導を行っています。

学友会機構図



6-2 学友会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、木更津工業高等専門学校学友会という。

第2条 本会は、学生の自啓自発の精神を基礎に、会員相互の協力と責任ある自治活動により、学生生活の充実、向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は、木更津工業高等専門学校学生全員で構成する。

第4条 本会に、会長1名、副会長1名を置き、会員の中から選出する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

3 会員は会長、副会長に対し、不信任案を出すことが出来る。不信任案に関する細則は別に定める。

第2章 議 決 機 関

第5条 議決機関として次のものを置く。

- (1) 学生総会
- (2) 代議員会
- (3) 学級会

第6条 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第7条 各機関の議決事項は、校長の承認を経た後に執行するものとする。

第1節 学 生 総 会

第8条 学生総会は、全会員により構成される本会の最高議決機関であり、会長がこれを召集する。

第9条 学生総会の議長、副議長及び書記は、会員の立候補、または会長が会員の中から指名し、学生総会出席者の承認を得る。

第10条 学生総会は、年1回以上開催する。ただし次の場合は臨時に開催する。

- (1) 中央委員会が必要と認めたとき
- (2) 代議員の要請があったとき
- (3) 全会員の3分の1以上の要請があったとき

第11条 学生総会は次の事項について審議し、議決する。

- (1) 学友会規約の改正に関すること
- (2) 年度予算・決算、並びに事業計画と事業報告に関すること

- (3) 役員の就任、解任に関すること
- (4) その他代議員会又は中央委員会が必要と認めたこと

第 12 条 学生総会の議長が必要と認める場合は、本校教職員、関係者の傍聴又は発言を要請することができる。

第 2 節 代 議 員 会

第 13 条 代議員会は、学生総会に次ぐ議決機関である。

第 14 条 代議員会は、各学級及び各部・同好会から 1 名ずつ選出された代議員により構成される。

2 代議員会に議長、副議長及び書記を置く。

第 15 条 代議員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 年度予算・決算に関すること
- (2) 各単位代表より提出の議題に関すること
- (3) その他議長が必要と認めた議題に関すること

第 16 条 代議員会は、次の場合に開催する。

- (1) 議長が必要と認めたとき
- (2) 代議員の 3 分の 2 以上が必要と認めたとき
- (3) 学級会及び諸委員会の 1 単位の要請があったとき

第 3 節 学 級 会

第 17 条 学級会は、各学級の会員により構成される学級単位の議決機関である。

第 18 条 学級会には次の委員を置く。ただし必要に応じて他の適当な委員を置くことができる。

- (1) 学級会を代表する学級委員長（兼議長）1名
- (2) 書記、会計、図書委員に各 1 名ずつ、文化、体育、環境衛生、交通安全推進委員に各 2 名ずつ
- (3) 代議員、選挙管理委員に各 1 名ずつ

第 19 条 学級会は、次の事項を行う。

- (1) 学級における問題の処理
- (2) 代議員会へ提出する議題の討議

第 20 条 学級会は、教職員の発言を要請できる。

第3章 執行機関

第21条 執行機関に次の委員会を置く。

- (1) 中央委員会
- (2) 査問委員会
- (3) 各種委員会
- (4) 実行委員会

第1節 中央委員会

第22条 中央委員会は本会の最高執行機関である。

第23条 中央委員会は、次の委員で構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 学内広報局長 1名
- (6) 渉外局長 1名
- (7) 庶務局長 1名
- (8) 企画局長 1名
- (9) 学内広報局員 若干名
- (10) 渉外局員 若干名
- (11) 庶務局員 若干名
- (12) 企画局員 若干名
- (13) 顧問 若干名

2 各委員の選出方法は次のようにする。

- (1) 会長、副会長の選出は本規約第4条に示す通りとする。
- (2) 書記、会計、学内広報局長、渉外局長、庶務局長、企画局長は学友会員の中から選出する。
- (3) 顧問は特別な理由がない限り前年度の中央委員会に在職した学友会役員が、その任務に当たらなければならぬ。

ただし中央委員会のほかの役職と重複した場合、この役職にはつかないものとする。また2年以上は在職できない。

(4) 学内広報局員、涉外局員、庶務局員、企画局員は学友会員の中から会長が選出する。

3 各委員会の担当は次のようにする。

(1) 会長は中央委員会の運営、総括を担当する。

(2) 副会長は会長を補佐する。

(3) 書記は、中央委員会における議事録の作成、その他の書類の作成を担当する。

(4) 会計は、会計事務を担当する。

(5) 学内広報局は学内における広報活動を担当する。

(6) 渉外局は渉外活動を担当する。

(7) 庶務局は中央委員会における備品の管理及び書類の管理、情報技術の管理を担当する。

(8) 企画局は、学友会主催のイベントの企画を担当する。

(9) 顧問は、委員会運営の補佐及び助言を与えるものとする。

ただし、議決権は有しない。

4 会員は会長、副会長を除く中央委員に対し、不信任案を提出することができる。

不信任案に関する細則は別に定める。

5 局員及び顧問を除く委員に、不信任案成立等の事情により欠員を生じた場合、選挙により委員を補充することができる。

第24条 中央委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、次の場合には臨時に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 学級会及び諸委員会、部等の1単位から要請のあったとき

(3) 学友会館の運営に関すること

(4) 学生総会、代議員会に提出する議案の整理に関すること

(5) 学友会行事計画の執行に関すること

(6) 会計業務に関すること

(7) 部・同好会・各種委員会等との連絡に関すること

(8) 車両通学生組織の充実及び交通安全に関すること

(9) 必要に応じて、実行委員会を置く

(10) その他、中央委員会が必要と認めたこと

第2節 査問委員会

第25条 会館の運営に関する細則は別に定める。

第26条 査問委員会は、会館の運営に関する本校学生の重大な規律違反について査問するための機関である。

第27条 査問委員会は、委員長及び委員により構成する。

2 前項の委員長は、会長がこれに当たる。

3 第1項の委員は、中央委員の中から会長が指名する。

第28条 査問に関する細則は別に定める。

第3節 各種委員会

第29条 中央委員会の下に次の委員会を置く。

(1) 学級委員長会

(2) 文化委員会

(3) 体育委員会

(4) 図書委員会

(5) 環境衛生委員会

(6) 交通安全推進委員会

第30条 各種委員会は次に掲げる構成により、それぞれの事業を行う。

2 各委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を決定する。このとき、副委員長は次年度の委員長に就任することとする。しかし、特別な事情において就任が不可能な場合は、新年度において委員会内より互選することとする。

3 各委員会には中央委員会の担当委員が参加する。

(1) 学級委員長会は、各学級委員長1名ずつにより構成し、学級会相互の連絡及び当面の問題の処理に当たる。

(2) 文化委員会は、各学級会の文化委員2名ずつにより構成し、学友会主催の文化活動の計画及び運営に当たる。

(3) 体育委員会は、各学級会の体育委員2名ずつにより構成し、学友会主催の体育活動の計画及び運営に当たる。

(4) 図書委員会は、各学級会の図書委員1名ずつにより構成し、学内での広報・編集の管理及び学生の図書館利用の改善・向上に関する主体的な活動の計画及び運営に当たる。

- (5) 環境衛生委員会は、各学級会の環境衛生委員 2名ずつにより構成し、学園生活の充実、保健衛生及び学内環境の管理、向上、省エネルギーの推進を図る。
- (6) 交通安全推進委員会は、各学級会の交通安全推進委員 2名ずつにより構成し、免許所持学生で構成する交通安全会と協力し、学生自らの交通安全の意識の高揚と交通事故防止に対して主体的に取り組む。

第4節 実行委員会

第31条 中央委員会は、必要に応じて、**体育祭、学園祭等**の実行委員会を置くことができる。

第32条 実行委員会は、状況に応じて各学級から選出された委員と、中央委員会の委員の中から選任された委員により構成する。

2 実行委員会に、委員長及び副委員長を置く。

第33条 実行委員会は、中央委員会から付託された事項を取り扱い、必要があれば学校側の委員とともに事項の実行を推進し、その事項の完了と同時に解散するものとする。

第4章 部及び同好会

第34条 本会は、体育系及び文化系の各種の部を置く。

2 本会会員は、原則として1つの部に属するものとする。

3 各部は、部員の互選により、部長、副部長、部会計及びその他の役員を置く。

第35条 同好会は、部に準ずる。ただし、予算は伴わない。

第36条 部又は同好会の新設及び廃部は代議員会及び学校の承認を必要とする。

2 昇格、降格、新設、廃部及び解散に関しては別に細則で定める。

第5章 監査機関

第37条 本会の監査機関として、監査委員会を置く。

第38条 監査委員会は、各学科の最高学年から1名ずつ選出された委員により構成する。

2 監査委員会は、委員の互選により委員長を決定する。

3 監査委員会は、委員全員の出席をもって成立する。

第39条 監査委員会は、本会のすべての会計の監査を行う。

第6章 選挙管理委員会

- 第40条 選挙管理委員会は、中央委員会の議決により設置される。
- 2 選挙管理委員会は、各学級から1名ずつ選出された委員により構成する。
 - 3 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を決定する。
 - 4 選挙管理委員会は、選挙が構成に執行されるよう管理する。
- 第41条 選挙に関する細則は別に定める。

第7章 役 員

- 第42条 学友会役員の選挙は、選挙管理委員会が、その運営と管理を行う。
- 第43条 会長、副会長、中央委員会の選挙及び委員の欠員にともなう選挙（以下「補欠選挙」という。）は、全会員の直接選挙とする。
- 第44条 学友会役員の任期は、4月から翌年3月までの1年とする。ただし、補欠選挙によって選ばれた者の任期は当選したその日からとし、役員の残任期間とする。
- 第45条 代議員会、中央委員会及び選挙管理委員会の委員は、相互に兼ねることはできない。
- 2 監査委員会の委員は、他の役員を兼ねることはできない。

第8章 会 計

- 第46条 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。
- 第47条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもってこれに当てる。
- 第48条 本会の会費は、毎年、所定の金額の会費を納入する。会費の改定は代議員会が発議し、学生総会の承認を経て行われる。
- 2 会費は、年額10,300円とし、毎年4月に納入する。
 - 3 入会金は、1,000円とし、入会と同時に納付する。
- 第49条 会計に関する細則は別に定める。

第9章 指 導 教 員

- 第50条 本会は、木更津工業高等専門学校学生準則第32条による指導教員の指導を受ける。

2 教員と学生の連絡を密にして、学友会運営の円滑と、活動の充実を期する。

第 10 章 改 正

第 51 条 本規約の改正は、次の場合に学生総会で審議決定することができる。

- (1) 会員の 3 分の 1 の要求があった場合
- (2) 代議員会の規約改正要求議決があった場合
- (3) 会長が必要と認めた場合

附 則

1. この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
2. 木更津工業高等専門学校学友会規約（昭和 42 年 6 月 1 日制定）は廃止する。

（この間の附則省略）

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

6-3 学友会部細則

第1条 この細則は、学友会規約第37条に基づき、学友会の部及び同好会について規定するものである。

第2条 学友会の活動機関としての次の部を置く。

(1) 文化部	(2) 運動部
電 気 部	野 球 部
写 真 部	ハ ブ ケットボ ール 部
自 動 車 部	バ レー ボ ール 部
吹 奏 楽 部	卓 球 部
茶 道 部	ソ フト テニス 部
囲 棋 部	サ ッ カ 一 部
美 術 部	柔 道 部
軽 音 部	陸 上 競 技 部
書 道 部	空 手 道 部
	水 泳 部
	バ ドミ ントン 部

第3条 学友会の活動機関として次の同好会を置く。

文芸同好会 ロボット研究同好会 RPG 研究同好会 地盤研究同好会

見呂工房同好会　土木技術研究同好会　ドイツ語研究同好会

プログラミング研究同好会 電子創作同好会 生物研究同好会

しつとこ隊 地中海研究同好会 歴史研究同好会 章譜研究同好会 合唱同好会

ボランティア情報局 アウトドア同好会 ピアノ同好会 天文同好会

軟式野球同好会 将棋同好会 デザイン同好会 スポーツチャンバラ同好会

第4条 部は次の条件を備えるものとする。

- (1) 部として活発な活動を経ていること。
 - (2) 具体的な活動計画をもっていること。
 - (3) 競技の最低人数を有する。取り決めがない場合においては、5人以上の部員を有すること。
 - (4) 部の運営に必要な規則が整備されていること。
 - (5) 活動場所を確保すること。

第5条 同好会は次の条件を備えるものとする。

- (1) 具体的な活動計画を持っていること。
 - (2) 活動を行うに足る会員を有すること。
 - (3) 活動場所を確保すること。

第 6 条 部及び同好会の設置にあたっては、学生主事の指導を受けるものとする。

第 7 条 新たに部又は同好会を設置しようとする者は、毎年 1月末日までに第 4 条又は第 5 条の条件を備えた文書を中央委員会に提出するものとする。

第 8 条 部及び同好会は、新規部員又は会員の勧誘推奨期間を 4 月中とする。

第 9 条 部及び同好会は、毎年 5 月上旬までに役員並びに部員又は会員の名簿を中央委員会に提出するものとする。

2 前項の名簿に異動のあったときは、その都度中央委員会に報告するものとする。

第 10 条 部及び同好会は、毎年 2 月末日までに次年度の事業計画を中央委員会に提出するものとする。

2 前項の事業計画を変更しようとするときは、すみやかに中央委員会に届け出なければならない。

第 11 条 部又は同好会は、役員及び部員又は会員の名簿並びに部又は同好会の規則及び会計細則に定める帳簿を備えるものとする。

第 12 条 中央委員会は、部又は同好会にその活動経過の報告を求めることができる。

第 13 条 部が部としての要件を欠くにいたったときは、中央委員会は、その予算の執行を停止することができる。

第 14 条 部が解散したときは、監査委員会は学友会会計細則第 13 条第 2 項の規定により会計の検査を行い、中央委員会は物品の引き渡しを受けるものとする。

2 解散した部の部員は、整理事務終了まで連帯して会計上の責任を負うものとする。

第 15 条 部及び同好会が 5 月中旬の時点で必要な部員又は会員を有していない場合は、代表者及び指導教員と相談の上、部の廃部、同好会への降格又は同好会の解散をさせることができる。

附 則

この細則は、昭和 42 年 6 月 1 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

6-4 学友会選挙細則

第1条 この細則は、学友会規則第42条に基づき、学友会の役員、会長及び中央委員会の委員の選挙（以下「選挙」という。）及び補欠選挙について規定したものである。

第2条 選挙は毎年1回、補欠選挙はその都度投票によりこれを行う。

第3条 選挙管理委員会は、選挙及び補欠選挙を行う期日を定め、その日の14日前に公示しなければならない。ただし、補欠選挙は欠員が生じた日から14日以内に行う。

第4条 選挙及び補欠選挙に立候補しようとする者は、選挙の日の10日前までに選挙管理委員会に届け出るものとする。

2 5名以上の会員は、本人の承諾を得て、選挙の日の10日前までに責任者を定めて選挙管理委員会に候補者を推薦することができる。推薦者のうち1名は責任者となるものとする。

第5条 前条の候補者がない場合、又は定数に満たない場合は、代議員会が、候補者を選挙管理委員会に推薦するものとする。

第6条 選挙運動の期間は、立候補届又は候補者推薦の日から投票の前日までとする。

第7条 選挙運動は、校内におけるポスター掲示及び演説とする。

第8条 選挙管理委員会は、ポスター掲示場及び演説会場を指定するものとする。

第9条 投票は無記名とし、会長、副会長及びその他の委員についてそれぞれ行う。

第10条 会長及び副会長の候補者が定数以内の場合は信任投票を行う。信任投票の成立は、学生総数の3分の2以上の投票をもってこれを認める。この場合投票総数の過半数の信任を得なければならない。

2 委員の候補者数が、定員に等しい場合は投票を行わず当選とみなす。

第11条 前条第1項の規定による信任投票の際、信任を得られなかった場合は再選挙を行う。

第12条 投票用紙は、選挙管理委員会発行のものを使用する。

第13条 開票は、投票締切後直ちに選挙管理委員会が公開で行うものとする。

第14条 次の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの。

(2) 候補者の氏名以外を記載したもの。

(3) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

第 15 条 選挙及び補欠選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が処理する。

第 16 条 選挙に関する費用は、学友会が負担する。

附 則

この細則は、昭和 42 年 6 月 1 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

6-5 学友会会計細則

第1条 この細則は、学友会規約第50条に基づき学友会の会計について規定するものである。

第2条 収入及び支出は、すべてこれを予算に組み入れるものとする。

第3条 学友会の各機関（同好会を除く。以下同じ。）は、毎年1月末日までに次年度の事業計画に基づく予算要求書を作成し、中央委員会に提出するものとする。

第4条 中央委員会は、前条の予算要求書に基づいて予算案を編成し、代議員会の議を経て学生総会に送付するものとする。

第5条 予算が成立したときは、中央委員会は、各機関に予算を配賦し、併せて監査委員会及び第6条に定める会計機関に通告するものとする。

第6条 予算は、中央委員会会計委員（以下「会計委員」という。）が分担して管理するものとする。

2 各機関は、予算差引簿を備え常に収支の状況を把握しなければならない。

第7条 現金出納及び物品等の調達に関する事務は、各機関が行うものとする。

第8条 各機関は、物品等を調達するときは、調達請求書に指導教員の承認を受けるものとする。

第9条 各機関は、物品等の調達を行ったときは調達通知書に領収書を添えて会計委員に引き渡すものとする。

第10条 会計委員は、前条の調達通知書に基づき予算差引を行うものとする。

第11条 各機関は、物品の所在等を明確にするため備品管理簿及び消耗品受払簿を備えるものとする。

第12条 各機関は、毎年度終了後直ちに予算の執行状況及び物品の管理状況を中央委員会及び監査委員会に報告しなければならない。

第13条 監査委員会は、前条の報告書を調査し、その意見を学生総会に報告するものとする。

2 監査委員会は、必要と認めたときに各機関の予算の執行状況及び物品の管理状況を検査し、その結果を学生総会に報告するものとする。

第14条 監査委員会は、検査の結果改善の必要を認めたときは関係機関に勧告し、中央委員会に通告するものとする。

2 効告を受けた機関は、効告を受けた日から 10 日以内に答弁書を監査委員会に提出しなければならない。

第 15 条 中央委員会は、毎年度終了後第 12 条の規定により各機関から提出された報告を整理し、収入支出の決算報告書を作成して学生総会に報告するものとする。

附 則

この細則は、昭和 42 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

6-6 学友会館運営憲章

学友会館は、学生の自発的な活動を通じてその人間形成を助長する学友会活動を充実促進させるための施設である。従って、学友会は、この憲章の趣旨に基づき、学校の指導のもとに、自発的、かつ、自主的に学友会館を運営する。

(目的)

第1条 人間は、本来社会的存在であり、本校の学生が、将来、その社会的機能を充分に果たすためには、豊かな人間性と創造的な個性の伸長をはからなければならない。そのためには、日常の学生生活において、幅広い交友の機会をもち、多様な人間的欲求に自由な発現の場を確保する必要がある。学友会館は、この目的のために設置された施設である。

(運営)

第2条 学友会館は、学友会活動と同一の目的をもって設置されたものである。従って、学校は、学友会の運営については、学友会を深く信頼し、その責務能力に応じて最大限の自治を認め、学友会は、学友会館の適切な運営について、学校に対して責任を負う。

(仕事)

第3条 学友会館の運営には、次のような仕事が含まれる。

- (1) この施設の運営規定の作成
- (2) この施設の内部における秩序維持、清掃、保全に関する日常事務の処理
- (3) 施設を利用する行事計画の調整及び行事の企画と実施
- (4) 運営規定上の規律違反者に対する責任の追及

(承認)

第4条 学友会が学友会館を運営する場合、学生準則の定める学校の指導と助言を必要とする事項については、あらかじめ校長の承認を必要とする。又、前条第4号は、学校と学友会の協力組織によって行う。

(経費)

第5条 学友会館の施設・設備は、学校が公費によって整備し、学生の利用に伴って必要となる設備の補修・補充・更新等の費用は、学友会予算の範囲内で、学友会が支弁する。

(効力)

第6条 この憲章は、学校と学友会との相互信頼に基づく協力関係を前提とする。もし、この前提が失われたことを一方が他方に通知した時、又は、この憲章のめざす協力関係の持続が困難であることを当事者が合意した時は、この憲章は、その効力を失う。又、この憲章に基づいて学友会が行う自治的運営は、常に法令に基づく学校の施設管理の範囲内で行われるものとする。

昭和 57 年 3 月 11 日

木更津工業高等専門学校長

木更津工業高等専門学校学友会長

6-7 学友会館使用規程

第1条 木更津工業高等専門学校学友会館（以下「会館」という。）の使用については、法令及びそれに基づく諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 会館を使用する者は、本校の学友会が校長の承認を受けて定めた「学友会館運営細則」を遵守しなければならない。ただし、会館の指導員室については、この限りでない。

第3条 入学式、卒業式その他の学校行事及び学校が主催し、又は後援する行事に会館の施設を使用する必要がある場合若しくは特別の事情がある場合には、校長は、学友会に通知して、前条の規定にかかわらず、学校の直接の管理の下に、会館を使用し、又は使用を許可することがある。

第4条 この規程に定めるもののほか、会館の使用に必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、昭和 57 年 3 月 11 日から施行する。

6-8 学友会館運営細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、学友会規約第26条に基づき、学友会による学友会館（以下「会館」という。）の運営に必要な事項について規定したものである。

第2章 使用上の原則

(使用者の範囲)

第2条 会館の使用者は、本校の学生、教職員、学校関係者、学友会主催行事への参加者とする。

(開館日及び開館時間)

第3条 会館は、本校の休業日を除き、下表のとおり開館する。ただし、必要がある場合には、これを変更することがある。休業日に関しては別に定める。

区分	期間	開館時間
月曜日～金曜日	通年	7:00～20:00

(使用者の遵守事項)

第4条 会館の使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 禁酒、禁煙及び他人に迷惑を及ぼさないための配慮をすること。
- (2) 会館内に土足で立ち入らないこと。
- (3) 会館施設・設備・備品の保全、使用器具の過度の独占の排除及び備品を備え付け場所から持ち出さないこと。
- (4) 電気、水道等のエネルギー及び資源を節約すること。
- (5) 災害の防止、会館内の清潔整頓及び周辺環境の整備に協力すること。

2 使用者又はその代表者は、会館の設備・備品を破損、汚損、又は紛失した場合には直ちに学生課に届け出なければならない。

(会館内の掲示)

第5条 本校の学生は、館内の所定の場所に限り、自由に掲示物を掲示することができる。ただし委員長が不適当と認めた掲示物は取り除くことがある。

(特別行事)

第6条 学友会の企画による全学的な特別行事が行われる場合には、会館の使用を制限することがある。

(貸し切り使用の制限)

第7条 会館施設の貸し切り使用は、原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合には、許可することがある。

第4章 各室の使用方法及び使用手続

(フリースペース)

第8条 フリースペースはすべての使用者が自由に出入りして、休憩と交歓の目的のために使用するものとする。

(研修室)

第9条 研修室は、楽器演奏、音楽鑑賞、合唱、舞踏、演劇等の目的のために使用するものとする。

2 前項の目的のために定期的に研修室の使用を希望する団体は、半期ごとに学生課に申し込まなければならない。

3 前項の定期利用以外の団体は活動日の1週間前までに運営委員会に申し込まなければならない。

4 研修室を使用する者は、学生課にて鍵を借りるとともに、備え付けの使用簿に所定の事項を記入する。使用後は施錠しその鍵を学生課に返却しなければならない。

5 長期休業および休日は合宿所として優先利用する。ただし、合宿が行われていない場合は、指導教員の指導のもと使用することが出来る。合宿規定については別に定める。

(シャワー室)

第10条 シャワー室は合宿が行われているときに指導教員の指導のもと使用することが出来る。

2 シャワー室の使用後は利用団体の責任において清掃すること。

(湯沸室)

第11条 湯沸室は合宿が行われているときに指導教員の指導のもと使用することが出来る。

2 湯沸室の使用後は利用団体の責任において清掃すること。

(奏　　室)

第 12 条 奏室は、楽器演奏、音楽鑑賞、合唱、舞踏、演劇等の目的のために使用するものとする。

2 前項の目的のために奏室を使用するものは、第 11 条 2 項と同様に申し込まなければならぬ。

3 奏室の使用について許可を受けた者は、設備・備品の使用について責任を負うものとする。特にオーディオ装置の使用については、一定の技術的知識を有する者の指導の下で使用しなければならない。

4 奏室を使用する者は、学生課にて鍵を借りるとともに、備え付けの使用簿に所定の事項を記入する。使用後は施錠し、その鍵を学生課に返却しなければならない。

(学友会室)

第 13 条 学友会室は、学友会の事務室として使用する。

(倉　　庫)

第 14 条 倉庫は、学友会活動に必要な物品類の収納に使用する。

第 5 章　保全管理

(日常業務の処理)

第 15 条 会館の日常業務は、次のとおりとする。

(1) 通風・採光を調節するための窓・カーテン等の開閉

(2) 主要設備・備品の点検

(3) 電灯スイッチ・水道栓・エアコン・テレビの管理

(4) 室内の清掃と整頓

(5) ゴミ箱の処理及びトイレ用品の整備

(6) 使用者の遵守すべき規律に対する違反の発見と報告

(規律違反者の処置)

第 16 条 本校学生は、会館の運営に関する規律の遵守と秩序の維持に努め違反を認めたときは、これに直接注意を促すとともに、委員長に報告するものとする。

2 本校学生が本校学生の重大な規律違反を発見し、その非違を糾明する必要があると認めた場合には、これを学友会の査問委員会に提訴するものとする。

3 委員長は、本校の学生以外の者について重大な規律違反があったと認めたときは、学生主事を通じて校長に報告するものとする。

附 則

この細則は、昭和 57 年 6 月 19 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。